

【議案第 2 号】

福岡県バス対策協議会規約、福岡県バス対策協議会運営要領及び
福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会設置要領の改正について

福岡県バス対策協議会規約、福岡県バス対策協議会運営要領及び福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会設置要領について、以下のとおり改正することとしたい。

1 委員の変更（福岡県バス対策協議会規約）

(1) 改正理由

令和 5 年 8 月に本協議会が福岡県交通対策協議会の部会になったことに伴い、福岡県交通対策協議会委員との齟齬が生じていたこと、また、路線バスの休廃止に係る協議が増える見込みであり、迅速な対応が求められることから、整理を行うもの。

(2) 改正内容の概要について

構成（第 2 条別表）を以下のとおり変更。

変更前	変更後
九州運輸局自動車交通部長	九州運輸局福岡運輸支局長
九州運輸局福岡運輸支局長	
福岡県企画・地域振興部長	福岡県企画・地域振興部交通政策課長
福岡県市長会会長	福岡県市長会事務局長
福岡県町村会会長	福岡県町村会事務局長
一般社団法人福岡県バス協会会長	一般社団法人福岡県バス協会会長（変更なし）

(3) 改正（案）について

別添の通り（資料 2－②、2－③）

(4) 施行日

本協議会で承認された日の翌日

2 道路運送法施行規則改正に伴う改正（福岡県バス対策協議会規約、福岡県バス対策協議会運営要領、福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会設置要領）

(1) 改正理由

「道路運送法施行規則」が令和 5 年 10 月 1 日に改正されたことに伴い、地域公共交通会議の根拠となる条項が変更となったため、所要の改正を行うもの。

(2) 改正の概要

道路運送法施行規則第 9 条の 2 を道路運送法施行規則第 4 条第 2 項に変更。

<該当箇所>

- ・福岡県バス対策協議会規約…第 5 条 協議事項
- ・福岡県バス対策協議会運営要領…第 8 条 地域公共交通会議の取扱い
- ・福岡県ブロック別地区協議会設置要領…第 6 地域バス対策協議会

(3) 改正(案)

別添のとおり(資料2-②、2-③、2-④、2-⑤、2-⑥、2-⑦)

(4) 施行日

本協議会で承認された日の翌日